

富田林市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）

令和8年（2026年）3月 富田林市

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

新型インフルエンザ等対策行動計画とは

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法[※]に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に備えた平時の準備、有事の対策を示した計画。

※新型インフルエンザ等対策特別措置法：

病原性が高い新型インフルエンザ等が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置及び緊急事態措置等の特別の措置を定めたもの。

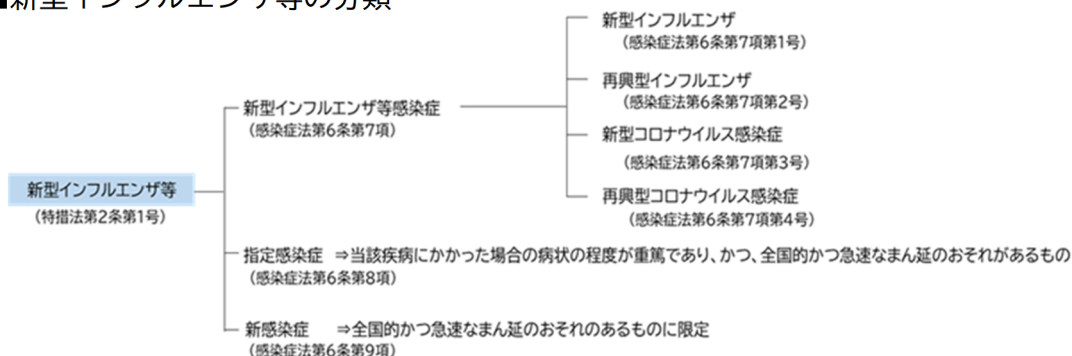
富田林市における行動計画改定の経緯

- 令和2年（2020年）以降の新型コロナウイルス感染症による感染拡大の経験を踏まえ、令和6年（2024年）に政府行動計画、令和7年（2025年）に大阪府行動計画が改定。
- 本市においても、国、大阪府の行動計画の改定を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い呼吸器感染症等による危機に対応できる社会を目指して、平成26年（2014年）3月に策定した「富田林市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下、「本市行動計画」という。）」を改定することとした。

行動計画の対象となる感染症

- 対象となる感染症は、以下の図に示す「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの）」、「新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限定）」である。

■ 新型インフルエンザ等の分類



資料：大阪府新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）（令和7年（2025年）3月）

2. 富田林市新型インフルエンザ等対策行動計画改定のポイント

平時の準備の記載を充実

- 感染症危機に対応するには、平時からの体制づくりが重要である。平時の備えの充実や訓練による迅速な初動体制の確立、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。
- 対策項目ごとに準備期（発生前の段階）、初動期（国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階）、対応期の3期で設定。
- 本市行動計画として、平時からの手洗いやマスク着用、正しい感染対策の普及啓発等、準備期の取組を充実。



対策項目の拡充と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- 過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、「有事のシナリオ」を想定。大阪府と連携のもと、リスク評価に基づき、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。
- 対策項目を整理し、6項目から7項目に拡充。情報分野に「リスクコミュニケーション※」の視点を追加したほか、「ワクチン」「保健」「物資」等の新規項目を追加。

※リスクコミュニケーション：

関係する多様な主体が相互に、リスク情報とその見方を共有し、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）につなげていくための活動。

新型コロナ対応を踏まえた記載

- 新型コロナ対応時の本市の体制、各機関との連携体制を踏まえ、実態を踏まえた取組内容を記載。一方、特定の事例に偏重しないよう、新たな呼吸器感染症が流行する可能性を想定しつつ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す計画としている。



3. 新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針

対策の目的及び基本的な戦略

- 新型インフルエンザ等患者の発生が一定の期間に集中した場合には、医療提供体制のキャパシティを超えてしまうことを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等対策を市政の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として、国、大阪府、保健所、市町村、関係機関が相互に連携して対策を講じていく必要がある。

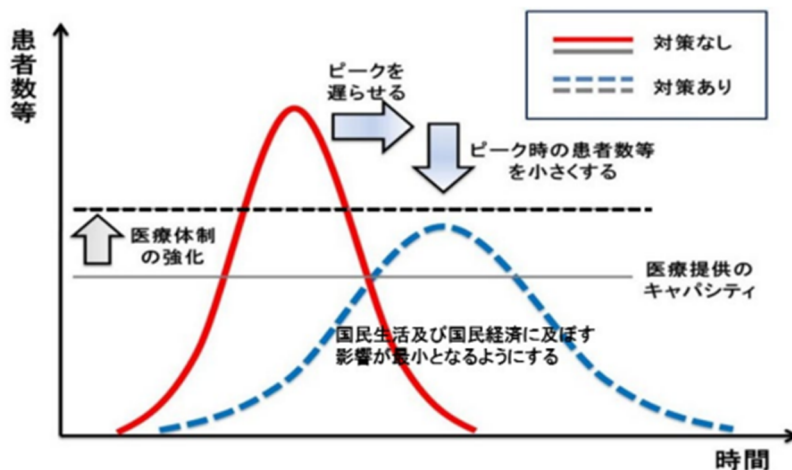
(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の拡充を図り、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び地域経済への影響を軽減するとともに、安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 業務継続計画（BCP）の作成やその実施等により、医療提供の業務又は市民生活及び地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

■ 新型インフルエンザ等対策のイメージ



資料：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）
（令和6年（2024年）8月30日）

新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

- 新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、政府行動計画を踏まえ、準備期、初動期、対応期の3期にわたり、一連の流れを持った戦略を確立する。

(1) 準備期：発生前の段階

主な戦略

- ・ 水際対策の実施体制構築に関して国や大阪府と連携する。
- ・ 地域における医療体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンの供給体制の整備に関する情報収集に努める。
- ・ 市民に対する啓発、事業者による業務継続計画（BCP）の策定支援を行う。

(2) 初動期：国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階

主な戦略

- ・ 直ちに初動対応の体制へ切り替える。
- ・ 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が海外で発生した場合、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提として対策を行う。

(3) 対応期

主な戦略

① 府内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期

- ・ 常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価するとともに、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替える。

② 府内・市内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期

- ・ 国、大阪府、本市、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や市民生活及び地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していくことが求められる。

③ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

- ・ 科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。

④ 流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ・ 新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。

新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

- 新型インフルエンザ等の発生前及び発生時には、特措法その他の法令、本市行動計画等に基づき、大阪府、市町村、指定（地方）公共機関と相互に連携・協力し、その対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

- ① 平時の備えの拡充
- ② 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
- ③ 基本的人権の尊重
- ④ 危機管理としての特措法の性格
- ⑤ 関係機関相互の連携・協力の確保
- ⑥ 感染症危機下の災害対応
- ⑦ 記録の作成・保存

4. 新型インフルエンザ等の各対策項目の主な内容

（１）実施体制

- 平時においては、業務継続計画（BCP）の作成等により、庁内や関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。
- 緊急事態宣言が発出された場合等には、速やかに本市対策本部を立ち上げ、対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。
- 特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬の開発、治療法の確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することをめざす。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・ 実践的な訓練の実施・ 本市行動計画等の作成や体制整備・強化・ 国及び地方公共団体等の連携の強化	<ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置・ 本市対策本部設置の検討・ 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 実施体制の整備・強化・ 職員の派遣・応援への対応・ 必要な財政上の措置・ 緊急事態宣言の手続・ 緊急事態解除宣言に伴う本市対策本部の廃止

(2) 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要がある。
- 市民に対して平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、市民の感染症に関するリテラシーを高めるとともに、本市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生前における市民への情報提供・共有 ・偏見・差別等に関する啓発 ・偽・誤情報に関する啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における情報提供・共有 ・大阪府との感染状況等の情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における情報提供・共有 ・大阪府との感染状況等の情報提供・共有 ・双方向のコミュニケーションの実施 ・偏見・差別等や偽・誤情報への対応

(3) まん延防止

- 特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。
- 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び地域経済への影響を最小化するため、適切な医療の提供等とあわせて、必要に応じてまん延防止対策を講じることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数が医療提供体制のキャパシティを超えないように対策を推進する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等 	<ul style="list-style-type: none"> ・市内でのまん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大防止策に関する、市民、事業者等に対する要請 ・外出制限等 ・施設の使用制限(学校、保育所等)



(4) ワクチン

- ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制がキャパシティを超えないようにすることは、新型インフルエンザ等による市民の健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。
- 大阪府と連携の下、構築した接種体制において、接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにするとともに、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行う。また、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンの接種に必要な資材の準備 ・ ワクチンの供給体制の準備 ・ 接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンの接種に必要な資材の確保 ・ 住民接種に向けた準備 ・ 医療従事者の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチンや資材の供給 ・ 接種に関する情報提供・共有 ・ 接種の実施と体制の拡充 ・ 接種の記録とその管理 ・ 副反応相談体制の充実 ・ 健康被害救済

(5) 保健

- 効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、平時から大阪府や近隣各市町村、医療機関や医療関係団体、消防機関等との連携・協力体制を構築する。
- 新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、大阪府が実施する新型インフルエンザ等患者やその濃厚接触者に対する健康観察や生活支援に協力する。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体との連携体制の構築 ・ 研修・訓練等を通じた人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 帰国者・接触者相談センターの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康観察及び生活支援 ・ 感染経路、濃厚接触者等に係る情報収集への協力



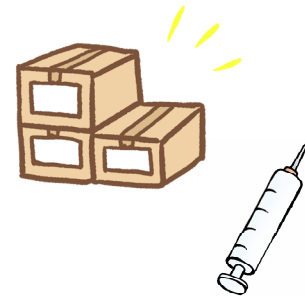
(6) 物資

- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、新型インフルエンザ等対策の実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。

※対策項目「物資」については、対策の性質上、準備期のみを記載。

準備期

- ・ 感染症対策物資等の備蓄等



(7) 市民生活及び地域経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により、市民生活及び地域経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。
- 本市を始め、国、大阪府、他市町村、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は、特措法に基づき事前に十分準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び地域経済の安定を確保するための体制及び環境を整備することが重要である。

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none">・ 情報共有体制の整備・ 支援の実施に係る仕組みの整備・ 生活支援を要する方への支援等の準備・ 火葬体制の構築	<ul style="list-style-type: none">・ 遺体の火葬・安置	<ul style="list-style-type: none">・ 心身への影響に関する施策・ 生活支援を要する方への支援・ 生活関連物資等の価格の安定等・ 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

富田林市新型インフルエンザ等対策行動計画（第2版）【概要版】

発行日：令和8年（2026年）3月

編集・発行：富田林市 健康推進部 健康づくり推進課

〒584-0082 大阪府富田林市向陽台一丁目3番35号

TEL：0721-28-5520 FAX：0721-29-7760